◇警察法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（警察庁）

一　警察法施行令の一部改正関係

国庫が犯罪捜査に必要な経費を支弁する対象となる犯罪に関する規定を改めることとした。（第二条関係）

二　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を改めることとした。（第一二条関係）

三　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正関係

店舗型性風俗特殊営業又は接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に関する規定を改めることとした。（第一七条及び第二八条関係）

四　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改めることとした。（第一条関係）

五　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正関係

特定警備に従事することができない者の要件となる罪に関する規定を改めることとした。（第四条及び第五条関係）

六　施行期日

この政令は、刑法の一部を改正する法律（平成二九年法律第七二号）の施行の日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（警察庁）

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

猟銃の所持の不許可の要件となる人の生命又は身体を害する罪として、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第六七号。以下「改正法」という。）による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成一一年法律第一三六号）第六条の二第一項又は第二項に規定する罪を追加することとした。（第一二条第一項関係）

二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正関係

特定警備に従事することができない者の要件となる人の生命又は身体を害する罪として、改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二第一項又は第二項に規定する罪を追加することとした。（第四条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二九年七月八日から施行することとした。

政　令

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条」を「第九十六条」に、「第九十八条」を「第九十七条」に、「第百五十一条」を「第百五十条」に、「第百五十二条」を「第百五十一条」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「技術総括審議官」を「技術総括・保安審議官」に、「商務流通保安審議官」を「商務・サービス審議官」に改め、同条第六項中「技術総括審議官」を「技術総括・保安審議官」に改め、「関する事務」の下に「を総括整理するとともに、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち保安（産業保安及び製品の安全をいう。）の確保に関するもの企画及び立案に関する事務並びに関係事務」を加え、同条第七項中「商務流通保安審議官」を「商務・サービス審議官」に改め、「、物資の流通及び消費」を削り、「並びに産業保安の確保」を「及びサービス業」に改める。

第二十一条中「経済産業政策課調査課」を「総務課調査課」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「経済産業政策課」を「総務課」に改め、同条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　経済産業政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第二十二条に次の一号を加える。

九　前各号に掲げるもののほか、経済産業政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二十六条第四号を削る。

第三十一条第三号中「中小企業等経営強化法」の下に「（平成十一年法律第十八号）」を加える。

第三十五条第一項中「通商政策課」を「総務課」に改める。

第三十六条（見出しを含む。）中「通商政策課」を「総務課」に改める。

第三十六条に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、通商政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四十五条第一項中

「貿易振興課
通商金融課
資金協力課
技術協力課
貿易保険課」

を

「貿易振興課
通商金融・経済協力課」

に改める。

第四十六条を削る。

第四十七条（見出しを含む。）中「通商金融・経済協力課」を「総務課」に改め、同条第一号中「通商金融」を「貿易経済協力局の所掌事務に関する総合調整」に改め、同条第三号中「資金協力課及び技術協力課」を「通商金融課及び技術・人材協力課」に改め、同条に次の二号を加える。

六　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十二条第一項の規定による検査の実施に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、貿易経済協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四十七条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貿易振興課の所掌事務）

第四十七条　貿易振興課は、貿易の振興に関する事務（通商金融課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。